



災害時における資材提供に関する協定書

山武管工事業協同組合（以下「甲」という）と山武管工事業協同組合賛助会員資材調達委員会（以下「乙」という）は、地震、水害その他天災地変等の災害（以下「災害」という）の発生により被災した水道施設の応急復旧に要する資材の供給協力に関し、合意に達したので本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生により被災した水道施設の応急復旧について、甲がこの協定に基づき、迅速に実施できるように必要な事項を定めることを目的とする。

（供給協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生により被災した水道施設の応急復旧に、乙の取扱う資材が必要であると認めたときは、乙に対して当該資材（以下「本資材」という）の供給について協力を要請することができる。

2 甲が供給の要請をする本資材の主なものは、乙が取扱う本資材とする。

3 乙は、甲の要請に全面的に協力するが、あくまで本協定は乙の供給義務を定めたものではない。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条の要請をするときは、資材提供要請書を乙に提出するものとする。

（資材の運搬、引渡し）

第4条 本資材の引渡し場所は、原則として甲の要望する場所への納入とし、甲は直ちに検収を行うものとする。

2 被災地への本資材の運搬は、甲、又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払）

第5条 乙が提供した資材の価格及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「代金等」という）の支払い方法は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲が支払うべき資材の代金は、資材の供給及び搬出後、支払方法及び時期を甲乙協議のうえ決定するものとする。

（所有権の移転）

第6条 本資材の所有者は、代金の完済をもって乙から甲に移転するもの



とする。ただし、代金完済前であっても、甲が他社に販売することを妨げない。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、情報の伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、平成30年5月1日からのその効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の日前30日までに甲乙いずれかの申し出がない限り、自動的に1年間継続するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年5月1日

甲

山武管工事業協同組合

代表理事

小松

隆

乙 山武管工事業協同組合 賛助会員

資材調達委員会

委員長 根本 祐 樹

資料提供要請書

平成 年 月 日

山武管工業協同組合 賛助会員

資材調達委員会 委員長 根本 祐樹 様

山武管工事業協同組合

理事長 小松 隆弘

災害時における資材提供に関する協定書に基づき、下記のとおり
資材の提供を要請します。

記

[illegible]